

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 府庁ゆめこうば推進事業（地域機関分）清掃業務
- (2) 業務概要等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務場所 京都府精神保健福祉総合センター及び京都府立京都高等技術専門校

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部障害者支援課（京都府庁第1号館4階）  
電話番号 (075)414-4611

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

- (1)原則として、6の(1)に記載の資格審査の提出期間中に、京都府ホームページ（京都府健康福祉部障害者支援課ホームページ）からダウンロードすること。
- (2)窓口での交付を希望される場合は、京都府健康福祉部障害者支援課（電話番号は2に記載のとおり）に問い合わせの上、6の(1)に記載の資格審査の提出期間中に交付を受けること。

4 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設をいう。）を運営している者
- (2) 次のアからクのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者であっては更生計画の認可がなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始申立をした者にあっては更生計画の認可がなされている者

ウ 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしていない者

エ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」とい

う。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者

オ 府内に営業所等の設置をしている者

カ 公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げるいずれかに該当しない者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(ク) 暴力団及び(ア)～(キ)に定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない者

## 6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の提出期間等

令和5年3月3日(金)から令和5年3月16日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時半まで(土曜日、日曜日及び祝日法に基づく休日を除く。)

2の場所へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は書留郵便で提出期間内に必着のこと。

### (2) 申請書の入手方法

ア 原則として、(1)に記載の申請書の提出期間に、京都府ホームページ(京都府健康福祉部障害者支援課ホームページ)からダウンロードすること。

イ 窓口での交付を希望される場合は、京都府健康福祉部障害者支援課(電話番号は2に記載のとおり)に問い合わせの上、(1)に記載の申請書の提出期間に交付を受けること。

### (3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限能力者(未成年者、成人被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
- エ 営業経歴書及び営業実績調書
- オ 取引使用印鑑届
- カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書
- キ 誓約書
- ク 一般競争入札参加資格審査申請書

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、府庁ゆめこうば推進事業（地域機関分）清掃業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知及び参加資格の有効期間

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。なお、参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

## 11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和5年3月22日（水）午前10時から

イ 場所 京都府庁西別館 I Tサポートステーション

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札回数は2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 4及び5に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

また、落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項各号に該当する場合は、免除する。

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

16 契約書作成の要否

要する。

17 その他

(1) 1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 契約締結後の履行期間中に消費税率が増額された場合は、契約期間中に変更契約を締結する。

(4) この入札に係る令和4年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。